

## (1) 農場における防疫のための更衣

### 衣服・靴の着用

### 衣服・靴の脱衣



- ①手指の洗浄・消毒。
- ②衛生管理区域境界の外側で外靴を脱ぐ。
- ③専用衣服を着る・羽織る。
- ④専用靴を履く。
- ⑤手袋をする。

- ①靴を脱ぎ、ブラシで洗浄後、消毒する。
- ②衣服を脱ぎ、洗濯用カゴに入れる。
- ③手袋を脱ぎ、ゴミ箱に捨てる。
- ④手指を洗浄後、アルコール消毒する。

## (2) 物品の取扱い

### <措置の内容>

- 他農場で使用した物品、海外で使用した衣服、食品等は持ち込まない。
- 畜舎や施設の修繕に係る工具・機材等は可能な限り農場に備え付ける。
- やむを得ず持ち込む場合は、事前に衛生管理者に申し出て、煮沸等による消毒や消毒薬による清拭を行う。

例: 煮沸消毒

対象: 被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋 等

- ①沸騰水中等で加熱する。  
作用時間 80℃-5分
- ②水滴をタオルで拭き取る。
- ③自然乾燥させる。



## (3) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

### <措置の内容>

○給餌後、通路にこぼれた餌を掃除する。

- 定期的に以下を確認する。
  - ・防護柵・防鳥ネットの破損の有無
  - ・野生動物侵入の痕跡
  - ・農場周囲の状況

○毎月1回、農場内の整理・整頓し、必要に応じ除草する。



飼料保管庫



○定期的にネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況をチェック表に記録する。

侵入跡には、粘着シートを設置し、殺鼠剤を撒く。



○死亡した家畜を発見した場合、異常の有無を確認し、野生動物が寄りつかないようにブルーシートで覆う。

## (4) 手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

### <措置の内容>

以下のとおり、消毒の対象物に応じた方法で消毒する。

#### 靴の洗浄・消毒



長靴は念入りに洗浄する。



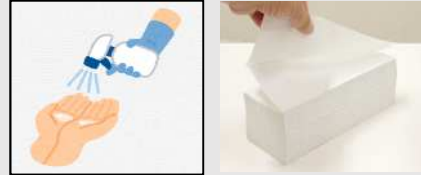
溝の汚れも落とす。



消毒槽に漬ける。

- 消毒場所: 畜舎出入口
  - 消毒薬の種類: 逆性石けん
  - 希釈倍率: 500倍  
(水1L:薬剤2cc)
- 消毒後、乾燥(天日干し、一晩)

#### 手指の洗浄・消毒



手洗い用スプレーを吹きかけ、ペーパータオルで拭く。



手全体がシットリする程度消毒薬を吹きかける。



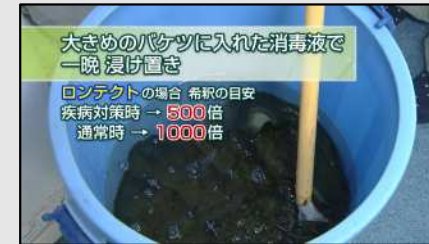
消毒薬を揉み込みように手のひら・甲・指の間・手首を消毒する。

- 消毒場所:
  - ① 衛生管理区域境界
  - ② 畜舎境界
- 消毒薬の種類: アルコール

#### 衣服の洗浄・消毒



大まかな汚れを落とす。



消毒薬に一晩浸漬する。



洗濯する

- 消毒場所: 畜舎出入口
  - 消毒薬の種類: 逆性石けん
  - 希釈倍率: 1000倍  
(水1L:薬剤1cc)
- 消毒後、乾燥(天日干し、一晩)

#### 車両の洗浄・消毒



車両のタイヤ周りを入念に消毒する。



フロアマットは交換、ペダルは消毒する。



ハンドル周りも消毒する。

- 消毒場所: 衛生管理区域境界
- 消毒薬の種類: 逆性石けん
- 希釈倍率: 500倍(水1L:薬剤2cc)

消石灰帯によるタイヤ消毒



○m幅とする

出入車両のタイヤが十分消毒できる幅)

**【注意事項】消毒前に徹底的に汚物を除去する、十分量の薬液を用いて隅々まで浸透させる、消毒薬作成手順書及び作業日誌を設置し、記録する。**

## (5) 従業者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項

原則、農場外で家畜等を扱ったり、野生動物に接触するような行為は認めない。

やむを得ない事情(※)がある場合、飼養衛生管理者に事前に申し出た上で、交差汚染防止対策を講ずること。

(※1) 自宅でも家畜を飼養している場合

自宅の飼養管理を行った後、シャワーで全身を洗浄した上で、新しい洗濯済の衣類及び靴に着替えて出勤する。

(※2) 地域の鳥獣害対策に従事している場合

従事後、農場に直行せず、自宅のシャワーで全身を洗浄した上で、新しい洗濯済の衣類及び靴に着替えて出勤する。また鳥獣害対策に要した器具・機材を農場に持ち込まない。



## (6) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止

犬や猫を衛生管理区域内で飼育してはならない。

○犬や猫が衛生管理区域内に侵入しないよう

区域外で餌やりをする。

○散歩時等、衛生管理区域を通過する場合は

肢等の洗浄及び消毒を行ってから、衛生管理区域に入場する。



## (7) 海外からの肉製品の持ち込み禁止

海外からの肉製品を日本に持ち込んではいけません。

原則、農場関係者は外国から肉製品を持ち込まない、

また、郵送しないこととする。



## (8) 海外渡航時及び帰国後の対策

原則、口蹄疫等が発生している地域へは渡航しない。

※最新の発生地域は、農林水産省ウェブサイトを確認すること。

やむを得ず、海外渡航する場合は、

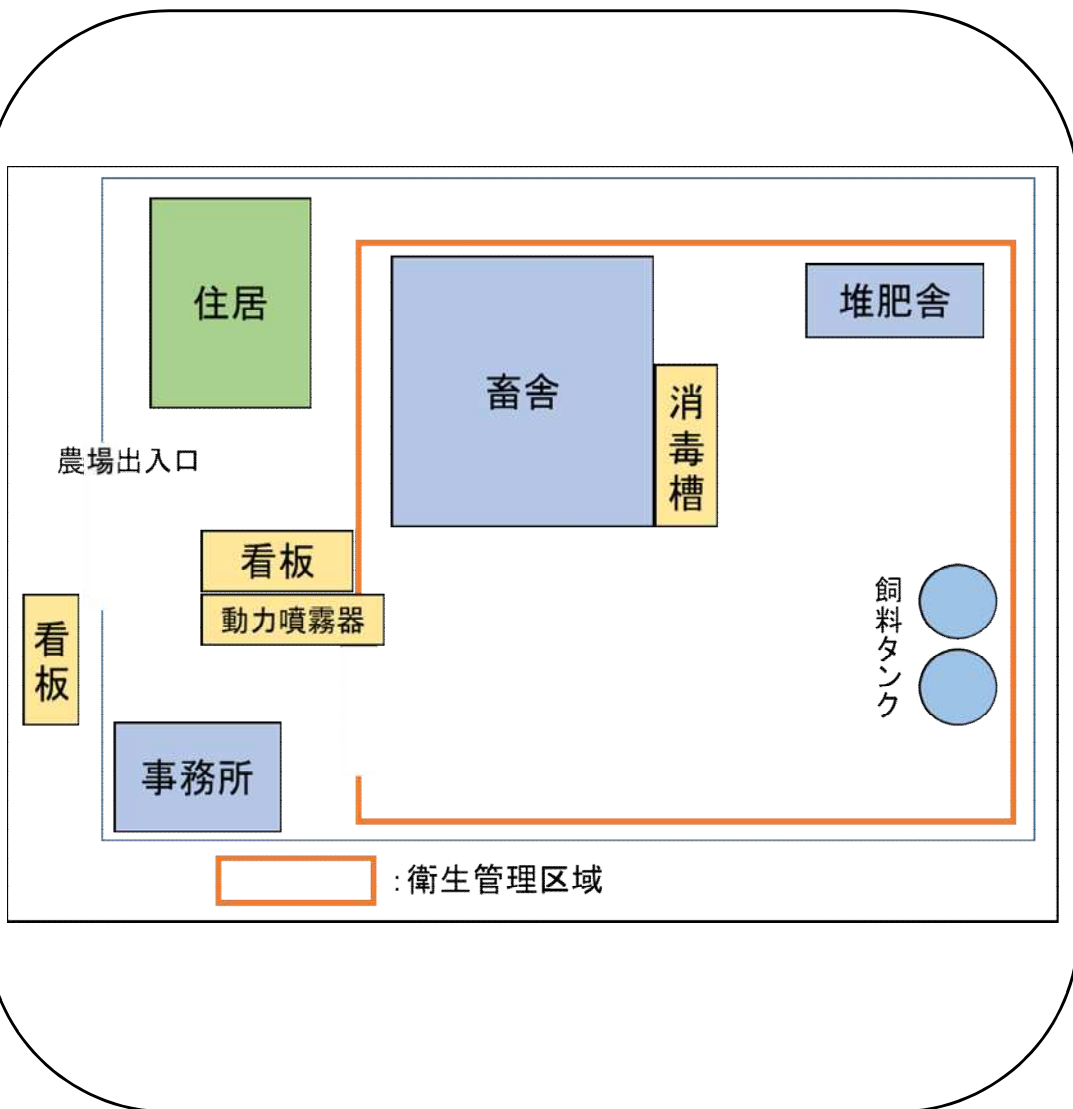
○事前に衛生管理者に渡航先、渡航期間を申し出る。

○渡航先では、畜産関係施設に立ち寄らない。

○帰国後は、帰国したことを衛生管理者に報告し、農場作業に従事する前に必ず入浴・着替え等による病原体持ち込み防止措置を実施すること。また、帰国後1週間は畜産施設等に立ち入らない。

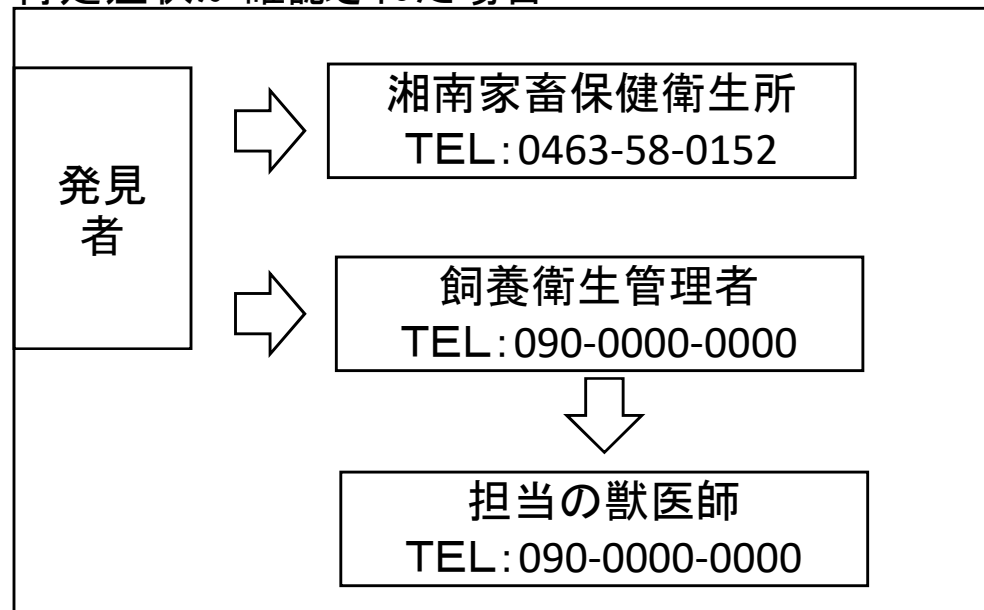
## 農場見取り図 記入例

- ・畜舎や堆肥舎、飼料タンクや周辺道路等を図示しましょう。
- ・衛生管理区域を赤などで分かるように図示しましょう。
- ・衛生管理区域の出入口、畜舎の出入口をそれぞれ図示しましょう。
- ・出入口について、飼養衛生管理基準のチェックシートの番号を引用する等しながら、どのように消毒や着替えをして出入りするかを記載しましょう。
- ・農場外の堆肥舎を使用している場合は、そのことも記載しましょう。



## 緊急連絡網 記入例

### 特定症状が確認された場合



### 特定症状以外の異常が確認された場合

